

平成 19 年 5 月 8 日

各 位

会社名 株式会社 日本触媒
代表者名 代表取締役社長 近藤 忠夫
(コード番号 4114 東証・大証 各第 1 部)
問合せ先 総務部長 内海 勝議
(TEL 06-6223-9111)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入についてのお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 8 日開催の取締役会において、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的として、特定株主グループ(注 1)による当社の議決権割合(注 2)が 20%以上となる当社株券等(注 3)の大規模買付行為(以下、単に「大規模買付行為」といいます)に関する対応策(買収防衛策：以下「本ルール」といいます)の導入について、第 95 期(平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)事業年度に係る当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において株主の皆様にお諮りすることを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただけなかった場合には、本ルールは導入されません。

【1.本ルールの導入の目的】

(1)企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する取組み

当社は従前からの「個性的な技術で新たな価値を創造する国際企業」という将来像を堅持しつつ、今年度から、中長期経営計画「テクノアメニティ V 3」を始動させました。これは 2010 年度に売上高 3,500 億円、経常利益 350 億円、ROA(総資産経常利益率)7.5%以上を目指すものであります。

「テクノアメニティ～私たちはテクノロジーをもって、人と社会に豊かさと快適さを提供する」という企業理念の基、人間性の尊重を基本とし、社会との共生、環境との調和を目指し、時代に先行する技術に挑戦し、国際的な視野にたって活動するという経営理念をおいております。

そして、上述の目標達成に向け、「こだわり・変革・飛躍」の 3 語を経営活動のスローガンに、

① 新規事業では電子情報材料事業に特化し、経営資源を集中します。

2006 年 4 月から電子情報材料事業部を立上げ、機能性化学品事業のうち電子情報材料関連製品を集約します。現在のシーズをもとに需要家との関係を深め、この分野への本格参入を果たし、現時点で 50 億円程度の同事業売上高を 2010 年度に 300 億円まで拡大することを目指します。事業部内に戦略構築スタッフを抱え、シーズ志向とマーケット志向の両面から事業を推進していきます。

また、次代の糧となる新規テーマの探索は、次の成長分野と目される健康・医療分野及び新規エネルギー分野などに絞り込みます。

② 既存事業では現状維持に留まらず成長領域(分野、海外)へ進出します。

原料高のなか、収益性を維持するために、現在成長途上、あるいはこれから成長局面に入る分野や地域への展開を図り、垂直・水平方向でのM&Aの検討もいたします。また、そのために各事業部の役割を強化します。また、コスト競争力を強化するため、製造技術を革新しつづけ、それぞれのプラントでベスト・イン・クラスを目指します。

そして、中期経営計画では2008年度連結目標を、売上高3,000億円、経常利益300億円、ROA（総資産経常利益率）7.5%以上、新規製品売上高400億円、とします。なお、この場合の新規製品とは2004年度以降本格上市の製品を指すものとします。

そして、当社グループは数多くのグループ関係企業から成り立ち、事業分野も上記のように基礎化学品、機能性化学品、環境・触媒などの多岐にわたっており、国内外の顧客、取引先等のステークホルダーとの間に築かれた長期的な友好関係や当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果やノウハウ等から構成されています。

(2)本ルール導入の必要性

昨今、株式持合構造の解消や新しい法制度の整備など、企業社会の構造変化を背景として、買収対象となる会社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」の動きが顕在化しつつありますが、買収等は当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められるべきと考えております。勿論、企業並びに株主にとって、有益な買収提案が経営者の保身によって、妨げられてはならないことは当然のことです。

一方、上記のような企業活動を進めております当社に対し、当社株券等の大規模買付行為又はその提案を行う特定株主グループ（以下「大規模買付者」といいます。）により、大規模買付行為又はその提案がなされた場合、株主の皆様が短時間で大規模買付者の提案内容と当社の内在的価値を適時に的確に評価し、ご判断頂くのはなかなか困難なものがあるのではないかと考えられます。また、大規模買付者による当社株券等の買付行為、とりわけ短期間で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否か明らかでない状況下において、公開買付けの内容に満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしまい、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が不本意な形で公開買付けに応じて当社株券等を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上、強要される事態も想定されます。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為に際し、当社株主の皆様から適切にご判断を頂くには、当社取締役会を通じ、当社株主の皆様が十分な情報が提供される必要があると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様のご判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、当社株主の皆様へ当社代替案を提示します。それを基に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様のご判断に委ねることが適切であると考えております。

また、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切な情報が提供されることは、株主の皆様が、当社の経営に影響を持ち得る大規模買付行為における対価の妥当性等の諸条件を判断するうえで役立つものと考えます。特に、大規模買付行為が行われようとする場合には、これまで当社株式を保有してこられた多くの株主の皆様にとっては、このような大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者が考える当社グループの経営方針や事業計画の内容、そして、お客様、従業員等の当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等も、大規模買付行為を受け入れるかどうかを決定するにあたっての重要な判断材料であると考えます。

このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合のほか、市場での買付行為も含めて、大規模買付行為が行われる場合には、①株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同されるか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、及び②当社取締役会としても株主の皆様がその判断を下されるに当たって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値、ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。そして、当社取締役会といたしましては前述のとおり、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

当社はこのような考え方に基づき、次の通り、本ルールの導入を株主の皆様にご提案いたします。

【2.本ルールの内容】

(1)本ルールの概要

本ルールは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に、事前に、遵守すべき手続きを提示し、当社株券等の大規模買付行為又はその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容の検証・評価・検討後、買付情報及び当社代替案を株主の皆様が開示した上で、どちらの提案が当社の企業価値・株主共同の利益・向上に結びつくかを株主総会で、直接意思表示していただくことにより、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。それゆえ当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める本ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。そして、本ルールの概要は、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社株主総会による当社株主の皆様のご判断に委ねる、というものです。

(2)本ルールの導入に係る手続等

本ルールは平成19年5月8日開催の当社取締役会において、全取締役の賛成により決定されたものであります。また、当該取締役会には社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として賛同する旨の意見を述べております。

さらに、本ルールの導入においては、株主の皆様から本ルール導入の可否をご判断いただくため、平成19年6月開催予定の本定時株主総会において、①別紙1の定款変更案について、株主の皆様から原案通り、ご承認をいただくこと、及びこれが承認された場合には、②本ルールの導入自体についても、株主の皆様からご承認いただくこととしております。従いまして、本ルールの導入については、株主の皆様が意思が反映される機会が保証されています。

(3)本ルールの発動に係る手続

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

「大規模買付行為」とは、特定株主グループによる当社の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付け等(注4)若しくは公開買付け(注5)(ただし、当社取締役会が予め同意をした行為を除きます)又はそれらの可能性のある行為を意味するものとします。

「大規模買付者」とは、当社株券等の大規模買付行為若しくはその提案を行おうとし、又は現に行っている特定株主グループを意味するものとします。

(b) 大規模買付行為に関する情報提供の要求

大規模買付者には、次の手順で、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本ルールに従う旨の当社所定の書式の「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、本ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。なお、大規模買付者が公開買付けを実施する場合は、公開買付け期間は、当該公開買付けの実施時点において有効な法令上の最長期間(60 営業日)に設定した上、「意向表明書」には、公開買付けの開始日・期間も記載していただきます。また、大規模買付者が、公開買付けによる買付行為以外の方法により大規模買付行為を行おうとする場合には、意向表明書提出後、株主総会終結の時まで、一切の買付行為は停止していただきます。

当社は、この意向表明書の受領後 5 営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストを受領後、原則として 5 営業日以内に大規模買付情報を当社取締役会に提供していただきます。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要でありますので、適時、適切に開示いたします。

上記のとおり、大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得ますが、一般的な大規模買付情報の項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者のほか、ファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性及び大規模買付行為の実行の蓋然性を含みます）
- ③ 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます）並びにそれらの算定根拠）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（大規模買付者に対する資金供与者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、資本構成、調達方法及び関連する取引の内容を含みます）
- ⑤ 大規模買付行為後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑦ 大規模買付行為後の当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者の処遇方針

当社取締役会としては大規模買付情報の取得に努め、当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者から株主総会開催日の概ね 30 日前までに受領した大規模買付情報については、ご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくことといた

します。(ただし当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、又はその大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には当社ホームページ(<http://www.shokubai.co.jp/>)にて、当該大規模買付情報を開示する場合があります。)また、株主総会開催日の概ね 30 日前を経過後に提供された大規模買付情報については随時、当社ホームページにて開示することといたします。当社取締役会としては株主総会の開催日まで、意見表明、代替案等のご提示を株主の皆様に対して行うため、大規模買付情報の取得及び大規模買付者との交渉等に努めます。

【3.大規模買付行為が為された場合の対応方針】

(1) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合に、当社取締役会は、当該大規模買付行為によって、当社株主の皆様が当社株式売却を事実上、強要され、不本意な形で大規模買付行為に応じ、保有する当社株式を売却せざるを得ない事態を可及的に防止するために、公開買付期間満了前又は意向表明書の受領後 70 営業日以内に株主総会を開催いたします。但し、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存在しなくなった場合、当社取締役会は株主総会を開催せず、又は株主総会の開催を中止することがあります。

当社取締役会は、当該株主総会において、非適格者(注 6)のみ行使することができないという内容の行使条件及び当社が非適格者以外の者からは当社取締役会が別途定める一定の日に当社普通株式 1 株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当に関する議案を上程いたします。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主の皆様において、ご判断いただいた結果、株主総会に出席された議決権を行使することができる株主様の議決権の過半数をもって、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権の無償割当に関する議案が承認された場合は非適格者のみが行使できないという内容の行使条件及び当社が非適格者以外の者からは当社取締役会又は当社株主総会において別途定める一定の日に当社普通株式 1 株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権が、当社取締役会又は当社株主総会において別途定める新株予約権の割当期日における株主の皆様は無償で割当られることとなります(割当られる新株予約権の詳細につきましては別紙 2 をご参照下さい)。

但し、本ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なう可能性があるとして当社取締役会が判断した場合には、当社株主の皆様利益を守るため、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役(それらの補欠者を含みます)及び社外有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者など)の中の 3 名以上から構成される外部委員会(注 7)に諮問します(当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合につきましては別紙 3 をご参照下さい)。外部委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの判断を下すとともに、当社取締役会に対して、対抗措置の発動又は不発動の勧告を行います。当社取締役会は、かかる勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かを決定するものとします。当社取締役会から外部委員会への諮問は、当社取締役会が大規模買付情報を受領後 10 営業日以内に行われるものとします。但し、十分な大規模買付情報の提供がない場合は、この期間が延長されることがあります。また、外部委員会は、当社取締役会からの諮問を受けた後、10 営業日以内に当社取締役会に対して対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うものとし、当社取締役会はかかる勧告を受領後 5 営業日以内に対抗

措置を発動するか否かを決定するものとします。

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合には、当社取締役会が、大規模買付行為に対する対抗措置として、非適格者のみが行使できないという内容の行使条件及び当社が非適格者以外の者からは当社取締役会が別途定める一定の日に当社普通株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、当社取締役会が別途定める新株予約権の割当期日における株主の皆様は無償で割当ることになります（割当られる新株予約権の詳細につきましては別紙2をご参照下さい）。

なお、当社取締役会が不発動の決定を行った場合には、本ルールに則って株主総会が開催され、株主の皆様に対抗措置の発動又は不発動につきご判断いただくこととなります。

当社取締役会は、外部委員会の勧告の概要及び判断の理由並びに当社取締役会が諮問を行った理由及び外部委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定の理由等について、適時に株主の皆様を開示を行います。

なお、大規模買付者が本ルールを遵守し、大規模買付行為に関する当社取締役会の同意を得た場合には、前述の株主総会が開催されず、当該大規模買付行為に対する対抗措置も発動されません。この場合、株主の皆様には大規模買付情報及び当社取締役会の意見等をご参考に、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

(2)大規模買付者が本ルールを遵守しない場合

本ルールに従わずに大規模買付行為が行われる場合には、株主の皆様は、大規模買付行為の妥当性を直接ご判断いただく株主総会の開催が困難になるため、当該大規模買付行為は株主の皆様の共同利益を害する当社に対する敵対的買収行為と看做します。そして、この場合、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、大規模買付行為に対する対抗措置として、非適格者のみが行使できないという内容の行使条件及び当社が非適格者以外の者からは当社取締役会が別途定める一定の日に当社普通株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、当社取締役会が別途定める新株予約権の割当期日における株主の皆様は無償で割当てます（割当られる新株予約権の詳細につきましては別紙2をご参照下さい）。

【4.株主・投資家に与える影響等】

(1)本ルールが株主・投資家に与える影響等

本ルールは、当社株主の皆様に対して、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様が十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を為すうえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。また、本ルールの導入時点においては、新株予約権の発行自体は行われませんので株主及び投資家の皆様の1株あたりの株式の価値に希釈化が生じることはありません。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、大規模買付者が本ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付者が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであると認められ（具体的な内容については別紙3をご参照下さい）、当社取締役会が、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として対抗措置をとる場合、及び大規模買付者が本ルールを遵守したものの株主総会において新株予約権の無償割当に関する議案が株主の皆様により承認された場合、新株予約権の無償割当が行われることとなります。しかし、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（非適格者を除きます）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置発動時（新株予約権の無償割当及び新株予約権行使時）に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられる新株予約権の無償割当を行った場合の当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

① 名義書換の手続

新株予約権の無償割当が決議された場合には、当社は、新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則としてその有する当社株式1株につき1個の新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。なお、この新株予約権は、株主の皆様に対する新株予約権無償割当の方法（会社法第277条）により発行されますので、新株予約権の申込みの手続は必要ではありません。

なお、一旦、新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、当社は、新株予約権の行使期間開始の前日までに新株予約権無償割当を中止し、又は新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当を受けるべき株主様が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

② 新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が大規模買付行為者でないこと等を誓約する文言を含むことがあります）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、新株予約権1個あたり1円を下限とし新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、原則として1個の新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社が大規模買付者以外の株主の皆様から新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、1個の新株予約権につき1株の当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付者に該当しないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記した書面をご提出いただくことがあります）。

この場合、株主の皆様においては、当社が新株予約権を取得することにより、当該取得の日に当然に新株予約権の行使はできなくなりますが、新株予約権取得の対価として当社普通株式が交付されるため、株主の皆様には、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、株主の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

【5.本ルールの有効期限、継続及び廃止】

本ルールの有効期限は平成 22 年に開催する当社の定時株主総会終結の時までとし、その時点において、本ルールの継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。本ルールを維持するか否か及び維持するとした場合にはその内容について、当社株主の皆様がご判断されることとなります。

また、本ルールは、別紙 1 の定款変更案を株主の皆様にご承認いただくことを前提に定款第 34 条第 2 項に基づいて、当社取締役会はいつでも本ルールを廃止することができます。当社取締役の任期は 1 年であり、当社取締役の選解任の要件の加重はありませんので、株主の皆様は、1 回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議によって本ルールを廃止させることも可能であり、この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなります。

【6.本ルールの合理性】

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、大規模買付行為が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とするもので、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 事前の開示

当社は、株主の皆様、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様には、適切な選択を行う機会を確保するため、本ルールを予め開示するものです。

また、当社は、今後も適用ある法令等及び証券取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(4) 株主意思を重視するものであること

本ルールは、本年 6 月開催予定の当社第 95 期事業年度にかかる定時株主総会において株主の皆様にお諮りし、定款変更とあわせて承認可決をいただくことを条件として導入されるものです。また、本ルールの有効期間も 3 年間としており、平成 22 年に開催される定時株主総会で株主の皆様からその継続について承認をいただけない場合、自動的に廃止されることとなっております。

さらに、大規模買付行為への対抗措置の発動・不発動の決定は、大規模買付者が本ルールを遵守しない場合等の例外的場合を除いて、株主の皆様に行っていただくこととなっております。

以上のように、本ルールは、本ルールの導入時及び対抗措置の発動時の両方の時点において、株主の皆様の意思の尊重に最大限の配慮を行っております。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視

本ルールにおいては、対抗措置の発動の判断は、原則として株主総会において株主の皆様に行っていたこととなっておりますので、株主総会の決議に従った対抗措置の発動に関して当社取締役会の恣意的判断が介入する余地はございません。ただし、例外的に①大規模買付者が本ルールを遵守しない場合又は②大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであると認められる場合（別紙 3）には、株主総会の決議によらず、当社取締役会の決議により対抗措置が発動されることとなっております。②を理由とする対抗措置の発動に関して、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、当社取締役会から独立した組織として、外部委員会を設置します。

外部委員会は、当社取締役会の諮問を受けて、特定の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであるか否かの検討及び判断を行い、対抗措置の発動又は不発動を当社取締役会に勧告します。当社取締役会は、外部委員会の勧告を最大限に尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定します。外部委員会の勧告の概要及び判断の理由並びに当社取締役会が諮問を行った理由及び外部委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定の理由等については適時に株主の皆様へ開示いたします。

なお、①の場合には、大規模買付行為がもたらす影響について株主の皆様が判断を下されるにあたって必要となる十分な情報等が得られず、対抗措置の発動の可否を判断いただく株主総会の開催も困難となるため、取締役会の判断により対抗措置を発動することとしています。この場合は、大規模買付者による本ルール違反という客観的な要件をもって対抗措置の発動が行われること、また、外部委員会の検討・判断に時間をかけることによる株主全体の利益への悪影響の可能性を考慮し、外部委員会を関与させないこととしております。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、1回の当社株主総会における通常決議の取締役の選解任を通じて、取締役会決議により廃止することが可能です。また、当社の取締役の任期は1年であり、かつ、取締役の選任に関して期差任期制を採用しておりません。したがって、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）にもスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当しません。

【7.参考資料、その他】

平成19年3月31日現在における当社株式の状況は、別紙4のとおりです。なお、現時点において、当社株券等について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

以上

(注1) 特定株主グループとは、

- ① 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）

又は、

- ② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

- ① 特定株主グループが、注1の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます）も計算上考慮されるものとします）

又は、

- ② 特定株主グループが、注1の②記載の場合は、当該大量買付者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。

(注3) 株券等とは、

- ① 特定株主グループが、注1の①記載の場合は、同法第27条の23第1項に規定する株券等を

又は、

- ② 特定株主グループが、注1の②記載の場合は、同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 買付け等とは、同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。

(注5) 公開買付けとは、同法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。

(注6) 非適格者とは、次の者をいいます。

- (1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) これら(i)乃至(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(vi) これら(i)乃至(v)に該当する者の関連者。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義される。）によって、当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。

- ④ 「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される者をいう。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除く者をいう。
 - ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条に定義される。）をいう。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当決議において、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないとして別途定めた所定の者又は当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと認めるための条件を定めた場合は、当該条件を全て満たした者は、非適格者に該当しないものとします。

(注 7) 外部委員会の設置目的、構成、資格要件、決議方法、役割等は、次のとおりです。

① 外部委員会の設置目的

特定の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかである場合には、株主総会の決議によらず、取締役会決議によって対抗措置が発動されることがあります。この場合における、取締役会の恣意的判断を排除し、対抗措置発動の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として外部委員会が設置されます。

② 外部委員会の構成、資格要件、決議方法

3 名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役（それらの補欠者を含む）及び社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）から、当社取締役会により選任されます。

外部委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、外部委員会の委員に事故あるときその他やむを得ない事情があるときは、外部委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

③ 外部委員会の役割等

当社取締役会は、特定の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なう可能性があるとして判断した場合には、外部委員会に対して、大規模買付情報を提供するとともに、かかる大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであるか否かの検討及び判断を諮問します。外部委員会は、かかる判断及び検討にあたり、当社の費用において、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができ、外部委員会は、当社取締役会の諮問を受けて、かかる検討及び判断を行い、対抗措置の発動又は不発動を当社取締役会に勧告します。当社取締役会は、かかる勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かを決定します。当社取締役会は、外部委員会の勧告の概要及び判断の理由並びに当社取締役会が諮問を行った理由及び外部委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定の理由等について適時に株主の皆様に開示を行います。

当社取締役会から外部委員会への諮問は、当社取締役会が大規模買付情報を受領後 10 営業日以内に行われるものとします。但し、十分な大規模買付情報の提供がない場合は、この期間が延長されることがあります。また、外部委員会は、当社取締役会からの諮問を受けた後、10 営業日以内に当社取締役会に対して対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うものとし、当社取締役会はかかる勧告を受領後 5 営業日以内に対抗措置を発動するか否かを決定するものとします。

定款変更議案

下線は変更箇所を示します。

現行定款	変更案
(新設)	第 6 章 買収防衛策
(新設)	<u>(買収防衛策の導入および発動)</u>
	第33条 <u>当社は当社の企業価値および株主共同の利益が不当に毀損されることを未然に防ぐために買収防衛策を導入することができる。</u>
	② <u>買収防衛策にかかる新株予約権無償割当に関する事項については取締役会の決議によるほか、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により定める。</u>
(新設)	<u>(買収防衛策の導入および廃止)</u>
	第34条 <u>当社は前条に規定する買収防衛策の導入には株主総会の決議を得なければならない。</u>
	② <u>当社はいつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を廃止することができる。</u>
(新設)	<u>(買収防衛策の有効期限)</u>
	第35条 <u>前条に基づき導入された買収防衛策は株主総会の決議を得た後、3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会において、その継続の決議を得なければならないものとし、以後も同様とする。</u>
	② <u>前条に基づく買収防衛策の導入後において、前項に定める定時株主総会での継続の決議が得られなかった場合、前条に基づき導入された買収防衛策は当該定時株主総会の終結の時点をもって、その効力を失うものとする。</u>

以上

新株予約権無償割当をする場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会又は当社株主総会において定める一定の日(以下「割当期日」という。)における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社の最終発行済株式を上限として、当社取締役会又は当社株主総会が定める数とする。ただし、割当期日において、当社の有する当社株式の数を除く。

4. 新株予約権無償割当の効力発生日

当社取締役会又は当社株主総会において別途定める。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

- (1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v)これら(i)乃至(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(vi)これら(i)乃至(v)に該当する者の関連者(以下「非適格者」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上である者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される。)によって、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に定義される。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有

(これに準ずる証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。)がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。

- ④ 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される者をいう。但し、同項第1号に掲げるものについては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
 - ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に定義される。)をいう。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当決議において、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないとして別途定めた所定の者又は当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと認めるための条件を定めた場合は、当該条件を全て満たした者は、非適格者に該当しないものとします。

8. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、当社取締役会又は当社株主総会にて、別途定めるものとする。

9. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は当社取締役会又は当社株主総会が別途定めた一定の日をもって、上記7に従って、新株予約権を行使できない者が保有する新株予約権を除いて、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。また、かかる取得がなされた日より後に、上記7により新株予約権を行使することができない者以外の者で、新株予約権を保有する者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める一定の日をもって、当該者の保有する新株予約権のうち、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに取得することができるものとし、以後も同様とする。
- (2) また、当社は上記8に定める行使期間の開始日前日までの間いつでも、当社取締役会が新株予約権の取得を適切と認める場合には当社取締役会が別途定める一定の日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は新株予約権者の請求がある場合に限り発行する。

11. 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成19年5月8日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合

- (1) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で当社関係者に株式を引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)
- (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式の買付を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株式の買付を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係しない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう)など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合(但し、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。)
- (6) 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

以上

当社株式の状況 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

【発行可能株式総数】	424, 000, 000 株
【発行済株式総数】	194, 881, 287 株
【株主数】	11, 496 名

【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友化学株式会社	東京都中央区新川二丁目 27-1	19, 484	9. 99
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8-11	11, 145	5. 71
新日本石油株式会社	東京都港区西新橋一丁目 3-12	9, 271	4. 75
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目 11-3	8, 630	4. 42
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目 2-1	6, 867	3. 52
三洋化成工業株式会社	京都市東山区一橋野本町 11-1	6, 338	3. 25
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3-3	4, 744	2. 43
東洋インキ製造株式会社	東京都中央区京橋二丁目 3-13	3, 988	2. 04
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目 5-12	3, 945	2. 02
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口 4)	東京都中央区晴海一丁目 8-11	3, 072	1. 57
計	—	77, 484	39. 75

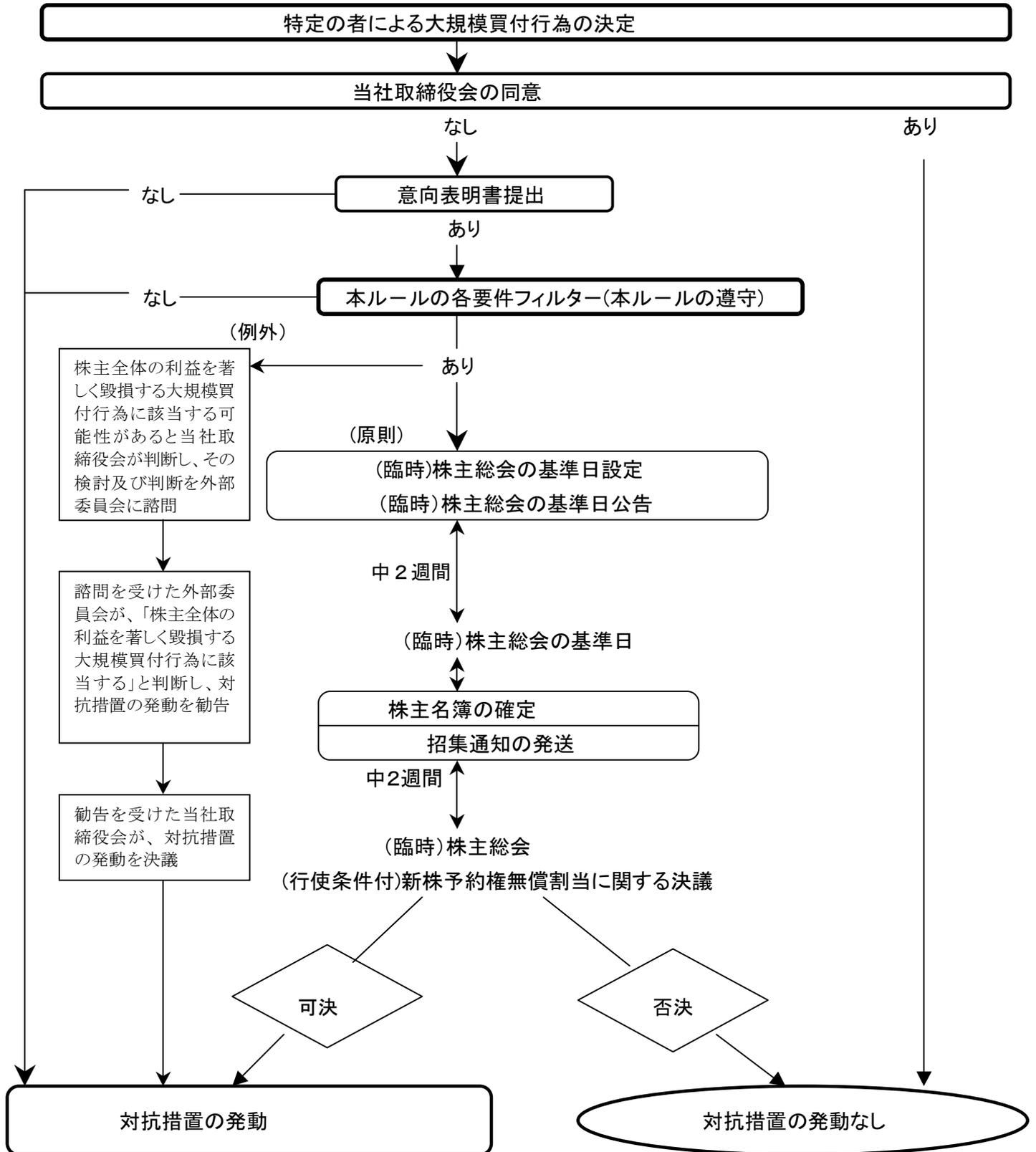
上記のほか、平成 19 年 3 月 31 日現在、当社所有の自己株式 10,291 千株(5.28%)があります。

なお、ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（ユークー）リミテッド、ジェー・エフ・アセット・マネジメント（台湾）リミテッド及び JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社の連名で提出された平成 19 年 2 月 7 日付大量保有報告書によれば、同年 1 月 31 日現在で当社の株主の状況に以下の変更がありました。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（ユークー）リミテッド	英国 EC2Y 5AJ ロンドン、ロンドン・ウォール 125	1,043	0.54
ジェー・エフ・アセット・マネジメント（台湾）リミテッド	中華民国、台湾、台北、セクション 2、ツン・フワ・エス・ロード 65、17 階	300	0.15
JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号 東京ビルディング	9,437	4.84
計	—	10,780	5.53

更に、ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（ユークー）リミテッド、ジェー・エフ・アセット・マネジメント（台湾）リミテッド及び JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社の連名で提出された平成 19 年 4 月 19 日付大量保有変更報告書によれば、同年 4 月 13 日現在で当社の株主の状況に以下の変更がありました。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（ユークー）リミテッド	英国 EC2Y 5AJ ロンドン、ロンドン・ウォール 125	1,058	0.54
ジェー・エフ・アセット・マネジメント（台湾）リミテッド	中華民国、台湾、台北、セクション 2、ツン・フワ・エス・ロード 65、17 階	618	0.32
JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号 東京ビルディング	11,245	5.77
計	—	12,921	6.63



※ 大規模買付者が意向表明書を提出しない場合を含め、大規模買付者が本ルールを遵守しない場合には、当社取締役会の決議により対抗措置が発動されます。

※ 外部委員会とは別紙3にある「当社株主全体の利益を著しく毀損する大規模買付行為」に該当するかどうかを検討及び判断し、当社取締役会に対し、対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うものであります。当社取締役会は、外部委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置を発動するか否かを決定します。なお、外部委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会が不発動の決定を行った場合には、本ルールに則って株主総会が開催され、株主の皆様に対抗措置の発動又は不発動につきご判断いただくこととなります。